

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要介護1 (759 単位) 要介護2 (795 単位) 要介護3 (818 単位) 要介護4 (835 単位) 要介護5 (852 単位) (2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要介護1 (747 単位) 要介護2 (782 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (822 単位) 要介護5 (838 単位)				-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -85単位 -75単位 -78単位 -81単位 -82単位 -84単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+120単位	
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要介護1 (787 単位) 要介護2 (823 単位) 要介護3 (847 単位) 要介護4 (863 単位) 要介護5 (880 単位) (2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要介護1 (775 単位) 要介護2 (811 単位) 要介護3 (835 単位) 要介護4 (851 単位) 要介護5 (867 単位)	×97／100	×70／100	×70／100		1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	
注 入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定							
注 看取り介護加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)								
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)							
二 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 39単位を加算) (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 49単位を加算) (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 59単位を加算)								
ホ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ヘ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算(1月につき 200単位を加算)									
チ 口腔衛生管理体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)								
リ 栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)									
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)								
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 111／1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 81／1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 45／1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90／100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80／100)								
注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計									

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。